**大阪府石油コンビナート等防災本部における会議運営の見直しについて**

資料2

|  |
| --- |
| **大阪府石油コンビナート等防災本部会議を機動的に開催するため、会議運営及び構成員の見直しを行う。あわせて総合防災体制の現地本部員の規定の見直しを行う。** |

**見直しのポイント**

1. **会議運営の見直し**

　＜現状＞

○大阪府コンビナート等防災本部会議は、本部員の半数以上の出席なければ開くことができない（運営要綱第２条第２項）

**＜見直し後＞**

**○半数条項（要綱第２条第２項）の削除**

**○本部員が会議に出席できないときは、その属する機関の職員に委任し、その者を会議に出席させることができる規定を追加**

1. **構成員の見直し**

　＜現状＞

　○大阪府コンビナート等防災計画では、大阪府の本部員を、１１人の関連する部局長に指定

**＜見直し後＞**

**○大阪府の本部員を、副知事、危機管理監、危機管理室長の3名に限定**

1. **総合防災体制の見直し**

＜現状＞

　○大阪府石油コンビナート災害対策本部等を設置したときは、あらかじめ指定された本部員が参集しなければならない（運営要綱第３条第３項）

○現地本部を設置したときは、あらかじめ指定された本部員が参集しなければならない（運営要綱第５条第３項）

※大阪府では、現地本部員として政策企画部長を指定

**＜見直し後＞**

**○災害本部等への参集を、庁内関係部局長など関係者も招集できるよう「本部員等」とする。また、現地本部への参集については、本部員の代理者も参集を可能にできるよう、「本部員又は本部員の指名する者」に見直す**

**※現地本部への参集者の大阪府政策企画部長は、危機管理監に変更**